

## 第 14 章 文教施設等における災害応急計画

### 1 計画の概要

震災対策編第 3 編第 14 章「1 計画の概要」を準用する。

※ 震災対策編の「地震」を「災害」に読み替える。

### 2 文教施設等における災害応急対策計画フロー

震災対策編第 3 編第 14 章「2 文教施設における災害応急計画フロー」を準用する。

※ 震災対策編の「地震発生」を「災害発生」に読み替える。

### 3 学校等の応急対策

災害発生時における学校の基本的役割は、児童・生徒等の安全確保と学校教育活動の早期回復を図ることにある。従って、避難所として指定を受けた学校においても、避難所の運営は、町が主体となり自主防災組織等と連携して行い、学校は可能な範囲内で協力することを基本とする。

#### (1) 児童・生徒等の安全確保

##### ① 災害発生前の事前措置

###### (ア) 気象情報等により風水害等の災害発生が予測される場合の措置

県・町教育委員会及び学校長は、臨時休校や授業短縮による一斉下校等の措置をとり、児童・生徒等を保護者の元に帰す。

下校措置にあたっては、中学校以上の生徒については集団下校、幼稚園児・小学生・特別支援学校（学級）生徒については教職員による引率又は学校での保護者への直接引き渡しにより安全を確保する。その際、あらかじめ保護者等との間で災害の規模や状況によって引渡しの基準や条件を詳細にきめておく。

なお、帰宅しても保護者が家にいない児童については、緊急連絡先に連絡し、保護者が引き取りに来るまで学校で保護する。

###### (イ) 校外活動中に風水害等の発生が予測される事態となった場合の措置

引率教職員は、活動を中止して本校に連絡をとり、児童・生徒等を安全に帰校させる。交通の混乱等により直ちに帰校することが困難な場合は、児童・生徒等の安全を確保したうえで、本校に連絡し、校長と協議して関係機関に協力を要請するなど臨機の対応を行う。

##### ② 災害発生時の安全確保

###### (ア) 在校時の措置

災害発生後、直ちに全教職員で児童・生徒等を掌握し、状況を見て安全と判断される場所に避難させる。児童・生徒等が避難・集合し次第、人員の点呼を行い、負傷者の手当等を行う。

火災が発生した場合及び重傷者、生理者又は行方不明者等がいる場合は、直ちに消防機関及び県警察等に通報するとともに、適切な方法により初期消火や救出・捜索活動等を行う。

また、非常持ち出し品については、あらかじめ指定された者が適切に取り扱う。

#### (2) 心の健康管理

学校においては、災害等により児童生徒等に危害が生じた場合において、当該児童生徒等及び当該災害等により心理的外傷その他の心身の健康に対する影響を受けた児童生徒等その他の関係者の心身の健康を回復させるため、これらの者に対して必要な支援を行い、心のケア対策を推進する。この場合、保護者との連携を図るとともに必要に応じ、当該学校の所在する地域の医療機関その他の関係機関との連携を図る。

#### **4 学校等以外の文教施設の応急対策**

震災対策編 第3編第14章「4 学校以外の文教施設の応急対策」を準用する。

※ 震災対策編の「応急危険度判定等により」を除く。

#### **5 文化財の応急対策**

震災対策編 第3編第14章「4 学校以外の文教施設の応急対策」を準用する。

※ 震災対策編の「地震」を「災害」に読み替える。